

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成28年6月21日（火） 午前9時59分～午前10時25分
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 神谷利盛、 3番 柳沢英希、 5番 長谷川広昌、
7番 柴田耕一、 10番 杉浦敏和、 11番 神谷直子、
14番 鈴木勝彦、 16番 小野田由紀子、
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 杉浦康憲、 6番 黒川美克、 8番 幸前信雄、
9番 杉浦辰夫、 12番 内藤とし子、 13番 北川広人、
15番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、行政G主幹、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、
税務GL、市民窓口G主幹、
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第43号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
- (2) 議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (3) 議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第46号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (5) 議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (6) 陳情第7号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月17日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案4件、補正予算1件、陳情1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。それでは、当局から説明を加えることがあればお願いします。説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

- (1) 議案第43号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

委員長 質疑を行います。

「議事進行。」との発言あり。

委員長 質疑もないようなので、議案第43号の質疑を打ち切ります。

- (2) 議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(2) それでは、質問させていただきます。今回の改定は、平成28年度税制改正大綱に基づいたものであります。その趣旨については、次のように理解していますが、一つ目として、国民健康保険制度において

保険税負担の公平性を確保するもの。二つ目として、中低所得者層の保険税負担の軽減を図る目的から、保険税の課税限度額を見直す必要があること。三つ目としては、低所得者に対する保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえた見直しを行うものと理解しております。以上を踏まえたうえで、3年連続の改正となる今回の改定について、当局の考え方をお聞かせください。

答（市民窓口） 国民健康保険税には、課税限度額として政令により法定限度額が定められています。今回の課税限度額の改正については、平成25年12月に成立しました社会保障プログラム法に、国民の公平性を確保する観点から、国民健康保険の保険税の課税限度額の負担上限を段階的に引き上げる方針が盛り込まれていることが、その背景にあります。一般的に、課税限度額を上げますと高齢者の方には、より多くの保険税の御負担をいただくこととなりますけれども、低・中間所得者の方については、保険税の負担率が軽くなるとされています。つまり、前年度に引き続き今回の改正も、必要な保険税収入を確保するためには、課税限度額を段階的に引き上げることで、被保険者の所得に係る保険税の負担を公平にするものであると考えます。次に、軽減対象世帯の拡大は、低所得者の方の保険税負担を軽くすることを目的に、軽減判定所得の見直しを行うものです。今回の改定でも、政府経済見通しによる物価上昇分の影響を踏まえ、これまでの軽減対象者が軽減の対象から外れないように、2割軽減と5割軽減の軽減判定所得の基準を緩和し、軽減の対象となる範囲を広げるものとなっています。以上のことから、本市といたしましても国の基準に従い、改正をしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（2） 引き続き、もう一点、質問させていただきます。総括質疑の時にも質問されましたけれども、再度、お伺ひさせていただきます。今回の改正によって、当市の国民健康保険税収入は、どのような影響を受けるのでしょうか。もう少し、先回に比べて詳しい数字があれば、それをもって説明をお願いします。

答（市民窓口） まず、最初に先ほどの御説明の中で、高齢者の方の負

担が多く、と申し上げてしまいましたが、これは高所得者ですので、訂正をお願いしたいと思います。では、引き続き、今の御質問に関しての、お答えをさせていただきたいと思います。今回の改正による国民健康保険税が決定されるのは、本年8月の本算定時となりますので、平成27年度の本算定時の所得額や世帯数で推測すると、本市の国保税は、約662万円の増収が見込まれます。その内訳は、課税限度額の改正で約758万円の増額になります。この増額分は、医療分が約421万円、支援分が約337万円です。一方、軽減対象世帯の拡大では、約96万円の減額になります。この減額分は2割軽減が約16万円、5割軽減が約80万円ですので、よろしくをお願いしたいと思います。

意（2） ありがとうございます。

委員長 ほかに。

問（7） それでは、ちょっとお聞きしますけれども、軽減判定所得の見直しによって、世帯の所得額等の影響が変わってくると思うんですけれども、影響を受ける世帯について、おおむねどのようなケースが考えられるのか、教えてください。

答（市民窓口） こちらにつきましても、平成27年度の本算定時のデータから、推測させていただきたいと思います。軽減対象世帯の2,289世帯が、25世帯増加の2,314世帯と見込んでいます。その内訳は、5割軽減の拡大では、5割軽減世帯の625世帯が638世帯と、13世帯増加を見込んでいます。この増加する13世帯は、2割軽減世帯から5割軽減世帯への移行世帯と推測をしています。また、2割軽減の拡大は、2割軽減世帯の571世帯から583世帯と、12世帯の増加を見込んでいます。この2割軽減の拡大では、新たに2割軽減世帯へ25世帯が該当になりますけれども、2割軽減世帯から5割軽減世帯への移行が、13世帯あると推測しています。影響額につきましては、先ほど申し上げましたとおり96万円ほどと推測していますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第44号の質疑を打ち切ります。

- (3) 議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(2) では、質問をさせていただきます。高浜市母子家庭等の医療費支給、後期高齢者の福祉医療費支給に対して、個人番号の独自利用事務を行おうとする理由は、どういうものがあるのでしょうか。

答(市民窓口) 福祉医療業務で個人番号を利用するためには、本市が独自で利用できる事務として、条例に定めたいえで、個人情報保護委員会において認められる必要があります。福祉医療の分野では、各自治体は福祉医療受給者に対し受給者証を交付しており、病院での受診の際に受給者証を利用した場合には、各自治体が自己負担分を助成する制度となっています。この制度では、福祉医療の受給資格者が他の自治体へ住所を移動したときには、転入先の自治体に、改めて受給資格の申請を行う必要があります。今回、本市が独自利用事務として手続を行う、母子家庭等医療費の支給と後期高齢者福祉医療費の支給の場合には、現在、他の自治体で支給を受けていた方であっても、本市への転入の際に、受給資格申請を行うときには、前の住所地での所得証明書や非課税証明書の提出が必要、というルールになっています。また、市内在住者が受給者となるためには、初めて受給資格申請を行うときや、規則に定めのある1年に1回の受給資格の更新時にも、申請者から、ご本人に係る所得状況を職員が確認することについて、書面で承諾をいただいています。今回の改正で、母子家庭等医療費の支給と後期高齢者福祉医療費の支給を、マイナンバー制度の個人番号の利用事務とすることで、転入者については個人番号による情報提供ネットワークシステムとの連携ができる

ことになり、受給資格の申請の際には、所得証明書や非課税証明書の提出が不要になります。また、市内在住者についても、個人番号による市内連携により、所得状況等を確認することで、事務を進めることができます。以上の理由により、母子家庭等医療費の支給と後期高齢者福祉医療費の支給とを、本市の個人番号の独自利用事務とするものです。よろしくお願いいたします。

問（２） どうもありがとうございます。もう一点、質問させていただきます。平成29年7月を目途に、マイナンバー制度における情報連携が始まるわけですが、今回の議会において、この条例の改正を行う理由というのは何なんでしょうか。

答（市民窓口） マイナンバー制度の活用における、地方公共団体の情報連携が予定されています平成29年7月の開始に間に合わせるためには、この時期に条例や規則に、独自利用することを定める必要があります。今議会が平成29年7月の開始に間に合う最後の議会であるため、上程させていただくものですので、よろしくお願いいたしますと思います。

意（２） わかりました。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第45号の質疑を打ち切ります。

（４） 議案第46号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

問(16) 新規事業で、お願いしたいと思います。3ページの勤労青少年ホーム跡地活用検討業務委託料ということで、643万3,000円、計画されておりますけれども、中身について。

意(14) 違うよ。公共施設あり方検討になりますので。

意(16) 失礼しました。

委員長 ほかに。

問(14) 同じく主要新規のナンバー2ですけれども、先の総括のときにも御質問がありましたけれども、退官自衛官を専門員として採用に伴い、7月から賃金と社会保険料が計上されていますが、退官自衛官を採用するに至った経緯についてお伺いしたいと思います。

答(都市防災) 御質問の採用に至った経緯でございますが、数年前より知識や現場経験が豊富であります、退官自衛官の採用に向けての動きはございましたが、応募者がなかったことから採用を見送っておりました。幸い、本年3月に入りまして本市への応募者がおみえになりましたことから、退職日の翌日であります4月25日より採用した、ということになります。よろしくお願いたします。

問(14) ありがとうございます。4月25日から実際にここで勤務されているわけですがけれども、いろいろその間にきょうまで活動されていると思いますけれども、具体的にいろいろな団体、あるいは町内会、あるいは防災組織等へ、いろいろ講演だとか、実務の講演会等々、行かれていますと思いますけれども、実績があれば教えていただきたいと思います。

答(都市防災) これまでの防災講話等の実績でございますが、6月に入りましてライオンズクラブさんへの防災講話、あと先日の日曜日なんですが、二池町の町内会さんに対しまして防災講話を実施しております。主にそういった中で、自助、共助の大切さというものをお伝えさせても

らっているところでございます。以上でございます。

意（14） ありがとうございます。僭越ですけれども私どもも、ライオンズに所属させていただいて、その講話を聞かせていただきました。30分ぐらいの中で、いろんな自分の実績を踏まえた、経験を踏まえた講話をしていただきました。その中でちょうど今の、神谷リーダーが防災ラジオを持ってこられたんですけれども、そのわずか30分の講話の中で、ライオンズクラブの会員は防災意識の高揚といいますか、防災ラジオがほしいということで、十数台の注文があったということで、そういった経験をいかすことによって、話すことによって、自助の効用が図られたのかなと思いますので、今後、こういう形をとられながら、自助の啓蒙活動に、この方を積極的に進めていただいて、自助努力に努めていただくように、今後とも政策に織り込んでいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（5） 同じく議案第49号の、補正予算書の20ページ、歳出の2款1項18目、事業1の防災活動事業の臨時職員賃金の459万7,000円についてお伺いします。このことについては先日の総括質疑で次年度以降についても継続して雇用していきたいと御答弁がございましたが、今そのような話をするのではなくて、今年度の目標達成や事業効果を見極めたうえで、次年度以降については雇用を継続するかなど考えていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

答（都市防災） 今後の採用について、ということでございます。私どもといたしましては、やはり数多くの現場経験ですとか、専門知識を非常にお持ちの方でございますので、議員が言われたように、今後の執務の状況を見ながら、ということでは判断になるかと思いますが、そういったところも踏まえながら、できる限り長期にわたってお願ひはしたいなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

意（5） ありがとうございます。即戦力として、高い賃金を支払っております。ぜひしっかりと、今年これからの実績や効果等を見極めたうえで、次年度以降も雇用を継続するか、検討、判断していただきたいと

思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（11） 私もこの主要・新規事業の防災活動事業についてお聞きします。これは先ほど、市民の方が対象で、こういった雇用をされたということはお聞きしましたが、職員の方を対象にしたものは何かやられているのか、お聞かせください。

答（都市防災） 職員に対するという部分でございますが、現在、各部署で持っております危機管理マニュアルというものがございまして、そちらの改定作業を、この防災専門員さんを通じて進めておるところでございます。そういったものがある程度、方向性が固まりましたら、職員向けの防災訓練も考えたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

意（11） ありがとうございます。ぜひ職員の方に向けても、やっていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第49号の質疑を打ち切ります。

（6） 陳情第7号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（14） 市政クラブを代表して、反対の立場で討論させていただきます。公契約の制度の適正化を図ってくださいということですが、なかなかつかみにくい制度だとは思っておりますし、国、県もこの制度の指針をまだ出していない。あるいは各自治体においても、賛否の分かれる議論のところでもあります。私どもの高浜市においても、入札におい

ても制度、あるいは法令を遵守して、適切な入札が行われていると
思っておりますので、また、聞いておりますので、これは必要ないの
かなとは思っておりますし、また2番目の住民に福祉というところで
ありますけれども、これもあらゆる手法を使っていただいて、税の適
正化を図っていただいて、その税を社会福祉、あるいは教育、イン
フラ整備にと、適正に使われているものと考えておりますので、
今の高浜市の財政力にあった住民サービスが行われていると思っ
ておりますので、これ以上の拡充やそういうものに対する補充等は、
今は考える必要はないと思っておりますので、この陳情に対しては
反対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(16) 一部、この案文の中身を見てみますと、理解できるよ
うな内容もありますけれども、全体的に高浜市にそぐわないよ
うな、今現在、執行中というものもありますし、この陳情には反
対とさせていただきます。

委員長 ほかに。

意(5) 陳情第7号について、例えば陳情項目Ⅱの、住民の暮ら
しを守り、安全・安心の公務・公共サービスを充実してください。
の中の、1と2については、本市では既に平成24年9月28日に
産業振興条例が制定されているとともに、地域の特性をいかした
産業振興も実施していると考えられます。また、陳情項目Ⅳの
2の地方交付税の算定に、「行革努力」を持ち込まず、とありま
すが、がんばって経営努力をしている自治体には、インセンティ
ブを与えるほうが良いと考えるため、本陳情には反対をさせ
ていただきます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第7号について
の意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び
意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討
議を実施する案件はござい

ません。

《採 決》

- (1) 議案第43号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第46号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(6) 陳情第7号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情

挙手なしにより不採択

委員長 次に閉会中の継続調査申出事件について、お諮りいたします。一つ、コンパクトシティについて。一つ、環境行政について。一つ、地域ビジネスについて。一つ、空き家対策について。以上、4件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」との発言あり。

委員長 御異議なしと認め、よって、そのように決定いたしました。以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願って、よろしいでしょうか。

「異議なし。」との発言あり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時25分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長